㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県豊後大野市犬飼町黒松字小又二二二八、二二二九、清川町左右知字平原四九二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小又二二二九（次の図に示す部分に限る。）、字平原四九二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県大分市大字屋山字諸本九九一の八・九九一の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、津久見市大字下青江字門前一二〇五、一二〇六、一二一三の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字諸本九九一の八・九九一の九・字門前一二〇五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二一三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字神原字大障子一六二二、一六三六（次の図に示す部分に限る。）、一六四一、一六四二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大障子一六二二・一六三六・一六四一・一六四二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十一号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Dahlia Cav.	BKDAPBG	Beekenkamp Plants B.V. Korte Kruisweg 141, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第26655号 平成25年4月12日
Phalaenopsis Group	PHALBOQOD	Anthura B.V. Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands	第27672号 平成25年4月5日
Rhipsalidopsis Britton & Rose	PKMrh01	GARTNERIET PKM A/S Slettensvej 215, 5270 Odense N, Denmark	第24734号 平成25年4月8日

○経済産業省告示第百五十三号

航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百六十六号（航空機工業振興法第三条第一項に規定する開発事業者に対する国際共同開発に関する基本的な指針）を次のように改めたので、同条第二項により準用される同法第三条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十五年六月二十日

経済産業大臣　茂木　敏充

航空機工業振興法第三条第一項に規定する開発事業者に対する国際共同開発に関する基本的な指針

I

航空機工業及び国際共同開発の動向

航空機工業は高い技術力に支えられた高付加価値な加工組立型産業に位置づけられる産業であるとともに、裾野が広く、関連分野への技術波及効果の高い産業であり、今後の我が国経済を担う基幹産業の一つとして発展が期待されている。また、航空機工業は、防衛航空機部門と生産及び技術基盤を共有する民間航空機部門も含め、我が国の安全保障を担う重要な産業であり、主要国は航空機産業を戦略産業として積極的に育成している。

我が国航空機工業は、戦後七年間の空白期間を経て再開され、米軍機の修理や技術導入、ライセンス生産等によって先進諸外国へのキャッチアップに努めた時代に始まり、六十年代のＹＳ―一一に代表される国産機開発への挑戦を経て、七十年代の戦闘機の独自開発や航空機用ターボファンエンジンの研究開発等での実証を通じた技術基盤の確立、八十年代以降はボーイング七六七やＶ二五〇〇等の国際共同開発を推進する時代へと着実に発展してきた。その結果、航空機工業の生産額は二〇〇〇年以降一兆円前後で推移しており、かつては防需が大半を占めていたものが、国際共同開発に参画してからは民需が防需を上回るまでに至った。直近の国際共同開発プロジェクトであるボーイング七八七においては、機体構造部材の三十五％、二種類のエンジンのそれぞれ十五％を我が国企業が担当しており、加えて複合材に使用される炭素繊維の独占的供給、唯一のローンチカスタマー（第一号顧客）を担当するなど航空機の材料から運航に至るまでの幅広い範囲で貢献している。